函 保 生

令和4年(2022年)12月27日

市内浴場営業者 各位

市立函館保健所長

函館市公衆浴場法施行条例の一部改正について

平素より本市における保健所衛生行政にご理解とご協力を賜り,お礼を申し上げます。

この度,「函館市公衆浴場法施行条例(平成25年函館市条例第34号)」の一部を改正し,本市における混浴の制限年齢について,下記のとおり取り扱うことといたしますので,対応方よろしくお願いいたします。

記

1 函館市公衆浴場法施行条例の改正内容

改正後	改正前
(第5条第35号)	(第5条第35号)
家族風呂を除き, <u>7歳</u> 以上の男女	家族風呂を除き, <u>10歳</u> 以上の男女
を混浴させないこと。 <u>ただし, 介助を</u>	を混浴させないこと。
必要とする者を入浴させる場合であ	
って, 風紀の保持に支障がないもの	
として市長が定める場合に該当する	
ときは、この限りでない。	

2 函館市公衆浴場法施行条例第5条第35号に規定する「市長が定める場合」 について

次の条件を全て満たす場合に限り、7歳以上の子どもであっても、保護者等 が入浴する性別側の浴場に入浴することができる。

(1) 入浴しようとする子どもに、障がい(身体、知的、精神および発達障がいなど) やけが等(以下「障がい等」という。)があること。

- (2) その障がい等により、子どもが 1 人で入浴するに危険を伴うおそれ等があること。
- (3) 他の入浴者に迷惑がかからないよう, 共に入浴する保護者等が常時介助すること。
- (4) 保護者等は公衆浴場の経営者に対して,上記(1)から(3)までの内容を,公 衆浴場を利用する前に申し出ること。
- (5) 公衆浴場の経営者が、(4)の申出に基づいて状況等を確認した結果、風紀の保持に支障がないと認められる場合であること。

3 その他留意事項について

上記2の(4)の申出をしないまま混浴しようとする利用者がいる場合には、公衆浴場の経営者は、利用者に対し確認を行い、また、2の(5)の確認の結果、入浴できない場合においては、その理由を利用者に説明していただきますようお願いいたします。

4 施行日

令和5年(2023年)4月1日

市立函館保健所

生活衛生課環境衛生担当

TEL: 0138-32-1521

FAX: 0138-32-1505